

平成26年9月12日

お客様各位

久留米運送株式会社

鹿児島県離島及び沖縄向け中継貨物(危険物)の取扱いのご案内

鹿児島県下離島及び沖縄向け危険物貨物の貨客船積載につきまして2014年7月から法令順守が厳格化され、鹿児島県運輸支局や海上保安部への許可申請手続きが必要となり一部危険物貨物の貨客船積載不能による荷受け拒否や代替輸送の貨物船切替えで大幅な納期遅延が発生しておりますので、ご注意頂きます様お願い申し上げます。

記

1. 危険物貨物の貨客船積載を厳格化された仕向地

沖縄県 (沖縄本島及び沖縄本島にて中継する各島)

鹿児島県 (奄美大島、徳之島、沖永良部島、与論島、喜界島、屋久島)

※鹿児島県の上記離島は、7月より危険物貨物の貨客船使用は出来ません。

2. 貨客船に積載できない危険物

船舶安全法に基づく危険物リストに該当する貨物であり、塗料缶、バッテリー(触媒として希硫酸使用)、農薬、スプレー缶、工業原料等も上記危険物リストに含まれる物質を原料や材料で使用しておれば危険物として扱われますのでご注意願います。

ご不明の点は、下記へお問い合わせください。

【問合せ先】 マルエーフェリー(株)鹿児島営業部 TEL099-224-2121 Fax099-223-2282

3. リードタイムについて

海運会社の鹿児島運輸支局への危険物積載の許可申請手続きは積込日前日午前中に必要な為、7月以前より1日船積みが遅れます。更に申請に必要な製品安全データシート又はUN番号が無い時は申請できませんので危険物貨物は弊社鹿児島支店に滞留する事となります。

4. 代替輸送

貨客船に積載出来ない場合は貨物船による代替輸送を行いますが不定期運航であり船も貨客船より小さい事が多く時化(しけ)に弱く欠航する事もありますので、納期を急がれる貨物にご注意願います。また、貨物船を所有している船会社との契約は有りませんので、船中継料は実費となります。

以上